

千葉市公告第486号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年7月9日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 物件名

防犯カメラシステム機器賃貸借（長期継続契約）

(2) 物件の概要

入札説明書及び発注仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

(4) 設置場所

小学校他全18校

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていかなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成25年度から平成29年度までに、本件と同規模以上の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8730

千葉市中央区問屋町1-35

千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課調達班

電話 043-245-5913

電子メール [gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp](mailto:gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)

#### 4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配付 千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsuoho/anken/buppin/index.html>) のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日から平成30年7月17日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）。

#### 5 入札説明書等の交付

前記4（1）同様、千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」(<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsuoho/anken/buppin/index.html>) のリンクからダウンロードすること。

#### 6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 平成30年7月31日（火）午前10時00分（郵送の場合は、平成30年7月30日（月）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 入札及び開札の場所 千葉ポートサイドタワー12階 入札室

(3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する借入金額の税抜額を記載すること。（参考：入札金額＝月額×契約初年度に使用する月数（6か月）の税抜額）

また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。（借入期間全体の総額ではないので注意すること。）

(4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

#### 7 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課で閲覧できる。

(5) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。